

| 平成29年第1回江北町議会（臨時会）会議録 | | | | | | |
|---|-------------|--------------------|-----|---------------|-----------|-----------|
| 招 集 年 月 日 | 平成29年1月13日 | | | | | |
| 招 集 場 所 | 江 北 町 議 場 | | | | | |
| 開 散 会 日 時 及 び 宣 言 | 開 会 | 平成29年1月13日 午前9時 | | | | 議長 西原 好文 |
| | 閉 会 | 平成29年1月13日 午前9時41分 | | | | |
| 応（不応）招議 員及び出席並び に欠席議員 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 | 議 席 番 号 | 氏 名 | 出 欠 |
| 出席 10名 欠席 0名 | 1 | 金 丸 祐 樹 | ○ | 6 | 三 苫 紀 美 子 | ○ |
| ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張 | 2 | 渕 上 正 昭 | ○ | 7 | 吉 岡 隆 幸 | ○ |
| | 3 | 田 中 宏 之 | ○ | 8 | 土 渕 茂 勝 | ○ |
| | 4 | 井 上 敏 文 | ○ | 9 | 池 田 和 幸 | ○ |
| | 5 | 坂 井 正 隆 | ○ | 10 | 西 原 好 文 | ○ |
| 会議録署名議員 | 4 番 | 井 上 敏 文 | 5 番 | 坂 井 正 隆 | 6 番 | 三 苫 紀 美 子 |
| 地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名 | 町 長 | 山 田 恭 輔 | ○ | 環 境 課 長 | 坂 井 武 司 | ○ |
| | 副 町 長 | 山 中 秀 夫 | ○ | 産 業 課 長 | 百 武 一 治 | ○ |
| | 教 育 長 | 赤 坂 章 | ○ | 産 業 課 長 補 佐 | 本 村 健 一 郎 | ○ |
| | 総 務 課 長 | 田 中 盛 方 | ○ | 産 業 課 商 工 係 長 | 百 武 光 司 | ○ |
| | 建 設 課 長 | 谷 口 学 | ○ | こ ども 教 育 課 長 | 平 川 智 敏 | ○ |
| | 福 祉 課 長 | 山 中 晴 巳 | ○ | 会 計 室 長 | 溝 口 進 洋 | ○ |
| | 町 民 課 長 | 相 島 千 代 治 | ○ | 政 策 課 長 | 山 下 栄 子 | ○ |
| 職 務 の た め 議 場 に 出 席 した者の職氏名 | 議 会 事 務 局 長 | 三 溝 秀 行 | | | | |
| | 書 記 | 永 尾 史 子 | | | | |
| 議 事 日 程 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 に 付 した 事 件 | 別紙のとおり | | | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | | | |

議 事 日 程 表

▽平成29年 1 月13日

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 議案第1号 平成28年度江北町一般会計補正予算（第6号）

午前9時 開会

○西原好文議長

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。よって、平成29年第1回江北町議会臨時会は成立しましたので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の会議には議案提出課の職員の出席を許可しておりますので、御了承ください。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○西原好文議長

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において井上敏文君、坂井正隆君、三苦紀美子君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○西原好文議長

日程第2. 会期の決定を議題といたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号

○西原好文議長

日程第3. 議案第1号を上程いたします。

職員をして議案を朗読させます。三溝局長。

○議会事務局長（三溝秀行）

（朗読省略）

○西原好文議長

朗読が終わりましたので、町長からの提案理由の説明を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

おはようございます。私から本議会に提案いたしました議案第1号 平成28年度江北町一般会計補正予算（第6号）について御説明を申し上げます。

今回の補正額は5億749万4千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ50億588万1千円とするものであります。

補正予算の内容は、今年度のふるさと応援寄附金を12月までの実績に基づき今年度見込み額を算出いたしましたところ、さらに大幅に増収が見込まれますために基金積立金及び返礼品等の必要経費を増額補正するものであります。

ふるさと応援寄附金の取り組みにつきましては、昨年の9月から本格的な実施を行ってきたところでありますが、昨年末、12月末時点で、件数といたしまして3万404件、額といたしましては4億1,408万5千円の寄附のお申し出をいただくということになりました。既に補正予算も一度組ませてはいただいておりますが、今年度の見通し額が大幅にふえるということになりましたものですから、今回補正予算をお願いいたしておるところであります。

歳出予算の内容といたしましては、まずはふるさと応援基金積立金、これは今回の収入増分の部分をそのまま基金に積み立てる額でありまして、これが歳入の補正額と同額ということになります。

それとあわせて、寄附いただいたものに対しまして返礼品をお返しいたしますので、それに必要な経費といたしまして、2段目になりますけれども、ふるさと納税推進事業費2億757万9千円ということになっておりますので、補正額ということになりますけれども、2億9,991万5千円を収入増ということになりまして、このうちの2億757万9千円を返礼品等の経費として使わせていただくということになります。

なお、ふるさと納税推進事業費の財源といたしましては、今回、あわせて補正をお願いいたしておりますふるさと応援基金に一度繰り出したものを、さらに繰り入れるという形になります。

以上でございます。

○西原好文議長

提案理由の説明が終わりましたので、議案の審議に入ります。

日程第3．議案第1号 平成28年度江北町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

質疑に入る前に、議案提出担当課長より、お手元に配付しております臨時議会資料及び事項別明細書について説明を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

おはようございます。それでは、通告に従って御説明をしたいと思います。

その前に、まずお手元に配付しております臨時議会資料、ふるさと応援寄附金及びふるさと納税推進事業費補正資料、この分を先に御説明させていただき、後に事項別明細書の御説明を行いたいと思います。

それでは、資料をお開きください。

今回の補正については、2つの項目に分けております。

1つ目が寄附金にかかわる事項であります。これについては、ふるさと応援寄附金、9月から12月までの実績及び1月から3月までの推計でございます。

9月から12月31日までの実績でございますけれども、寄附件数が3万404件、寄附金額が4億1,408万5千円となっております。それで、1月から3月期の推計でございますけれども、これは12月までの実績をもとに、佐賀県や先行市町の実績を参考にして推計したものでございますが、寄附件数として2,271件、寄附金額が2,383万円と見込んでおります。したがって、寄附金の合計として、寄附件数3万2,675件、寄附金額を4億3,791万5千円と見込みました。

今回の補正額ですけれども、見込み額4億3,791万5千円より現計予算額1億3,800万円を差し引き、2億9,991万5千円と補正額を算出しております。これに関しては、ふるさと応援基金積立金でございます。今回の補正額は、ふるさと応援寄附金2億9,991万5千円全てを積み立てることになります。

次に、業務委託にかかわる事項でございます。

ふるさと納税業務委託料の内訳として上げておりますけれども、9月1日から3月31日までに委託事務に要する経費でございます。

返礼品、これは返礼品協力事業者に支払いをするものですが、寄附金額の50%で

ございます。4億3,791万5千円掛ける50%で2億1,895万7,500円。

運営管理委託料、これはインターネットに計上している運営会社に支払う委託料でございます。寄附金額の12%、それに消費税を掛けたものでございます。4億3,791万5千円掛ける12%掛け1.08で5,675万3,784円。

返礼品の送料。送料につきましては、1件当たり1千円程度を見込んでおります。総件数が3万2,675件掛ける1千円ということで3,267万5千円。

書面発行等委託料、寄附をいただいた方に受領証、それからお礼状を送付しております。これが1件当たり90円かかります。総数の3万2,675件掛ける90円で294万750円。

合計3億1,132万7,034円と見込みました。

今回の補正額でございます。見込み額3億1,132万7,034円引く現計予算額1億374万9千円、2億757万9千円を補正上程しております。

次に、この財源でございますけれども、ふるさと応援基金の繰入金でございます。

今回の補正額ですけれども、ふるさと応援基金から先ほどの委託料の経費2億757万9千円を一般会計に繰り入れて、ふるさと納税業務委託料の財源とします。

続きまして、事項別明細書の御説明を行います。

事項別明細書4ページ、5ページをお開きください。

2 歳入。款17. 寄附金、項1. 寄附金、目2. 一般寄附金、補正前の額1億3,801万円、補正額2億9,991万5千円、計の4億3,792万5千円、節、区分、1. 一般寄附金、金額2億9,991万5千円、ふるさと応援寄附金でございます。

款18. 繰入金、項1. 基金繰入金、目7. ふるさと応援基金繰入金、補正前の額30万円、補正額2億757万9千円、計2億787万9千円、節、区分、1. ふるさと応援基金繰入金2億757万9千円、ふるさと応援基金繰入金でございます。

6ページ、7ページをお開きください。

3 歳出。款2. 総務費、項1. 総務管理費、目5. 企画費、補正前の額2億171万2千円、補正額2億757万9千円、計4億929万1千円、節、区分、1、13. 委託料2億757万9千円。

事業別の説明でございます。区分、1. ふるさと納税推進事業費2億757万9千円。支出の内容ですけど、13. 委託料、ふるさと納税業務委託料として2億757万9千円でございます。

款 2. 総務費、項 1. 総務管理費、目 6. 財政調整基金等費、補正前の額 1 億 5,244 万円、補正額 2 億 9,991 万 5 千円、計 4 億 5,235 万 5 千円、節、区分、25. 積立金 2 億 9,991 万 5 千円、事業別の説明ですけど、区分、1. 財政調整基金等管理費 2 億 9,991 万 5 千円。

支出の内訳として、25. 積立金、ふるさと応援基金積立金 2 億 9,991 万 5 千円。

以上でございます。

○西原好文議長

説明が終わりましたので、議案第 1 号に対する質疑を求めます。質疑の方ございませんか。9 番池田君。

○池田和幸議員

二、三点お聞きしたいと思います。

まず、きょうの資料の中に、ちょっと私が聞き漏らしたかもわかりませんが、寄附をいただいた方の受け付け等で、ほとんどネットによる寄附の依頼だったと思うんですけども、実際役場のほうに直接来られた方はなかったのか、その辺の対応はどうされているのかをまず 1 点お願いします。

それと、返礼品のお届けの状況ですね、いろいろ問題はあっていないのか、ほかのところは配送業者関係で聞きますと、おくれとか、留守とかというのがあっていますので、その辺の対応はどうされているのか。

3 つ目に、さとふるに関しては、運送会社が佐川急便と聞いていますけれども、全国的に今回公開された佐川急便の問題のことで、我が町にとっての影響等はなかったのか、説明というか、以前いただいたさとふるの説明書の中には、さとふるコールセンターにおいて、いろいろな問題全て対応しますと書いてあります。ただ、いろいろなことがあった場合には——佐川急便を指定していますけれども、御要望において検討を行う余地はございますというふうにも書かれていますので、その辺のことをお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対し、答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えします。

まず 1 点目の、インターネットによる寄附の申し込み以外の分でございますけど、電話等で御依頼がございます。その場合にはファクス等、もしくは折り返し、文書を発送して対応

しています。その件数が58件、金額で179万円の寄附をいただいております。

次に、返礼品の配送のおくれの件ですけれども、年末にかかりまして、かなり錯綜しております。実際11月の終わりの寄附の申し込みに対して、12月中下旬になっても品物が届いていないというようなクレーム等もたくさんこちらのほうに来ておりました。それに対しては、暮れということもあって、さとふるさんのほうは、配送業者は佐川急便を指定されておりますけれども、ほかの配送業者も一緒だと思いますけれども、繁忙期ということもあり、錯綜したこともあって、品物がおくれて届いたというようなところでは、

また、返礼品事業者についても、通常というか、9月の初めの開始のときには、自分が1日にどれだけ申し込みを受注可能かというようなところで、1日分はもう終わりましたというような掲示をされておりましたけれども、途中10月末ぐらいから、そういったことができなかったということで、余りにも集中して注文が来て、その対応ができなかったという点も一つの反省材料というか、品物をおくれて発送することになったというような要因にもなります。

それと、輸送業者の件ですけれども、これは委託業者のさとふるさんのほうが指定されておりますので、こういった事例があつて寄附者の方に御迷惑をかけないようなことをしていただけるような対策については、こちらのほうからも御依頼をしたいと思っております。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私のほうから少し補足で御説明をしたいと思います。

1番目に御質問いただいた件は、先ほど産業課長が報告したとおりでありまして、その配送のおくれ、遅配ということになるわけですけど、多分2つのパターンがあるのかなと思います。

1つは、私ども側の実際の発送のおくれということだと思います。商品の確保ができない等々によって、御希望どおりの日にちで発送ができていないということが一つあるかと思っております。これについては、やはり協力事業者さんともう一度きちんと情報を共有して、そのあたりの徹底をする必要があるのかなと思います。特に肉などは、やっぱり人気商品なもん

ですから、これは私どもだけじゃなくて、ほかの自治体含めて何カ月以降の発送というように、きちんとして明記した上で商品を提示しておられるところが多いわけですが、そういう記載漏れ等によって誤解を与えるようなこともあったのではないかなと思います。ここについては、私ども供給側の問題でありますので、役場、それから協力事業者さん含めて再度徹底をしたいなというふうに思います。

もう一つあるのは、受け取りのおくれというのがあるわけですね。特に都市部などで単身世帯等々では、なかなか昼間に配送してもおられないということで、それこそ10回以上配達したけれども、御不在で持ち戻りを繰り返した結果、なかなか御本人が受け取られるものがおくれると、こういうケースもあるようであります。ここについては私どもとして何かできることではないということでもありますけれども、そこはさとふるを通じてでも、ぜひそういう適正な配送といいたいでしょうか、それは申し入れをしたいなというふうに思います。

それとの関係で、さとふるのほうで指定をしておる業者について、年末あたりに全国的にいろいろな報道がありましたものですから御心配をいただいているんだろうと思いますけれども、配送会社そのものと私ども町との契約関係は実はなくて、委託をしているさとふるの指定をしている事業者ということでもあります。

もちろん、最終的なその判断は、さとふるの判断であろうかと思いますが、今のところ、名指しで、その運送会社を変えるべしというような御意見を多数いただいているわけではありませんので、その変更まで求めるということは今のところは考えておりません。

先ほどありましたように、何せ件数が3万件ということになりまして、私ども町の人口が1万弱ということの中で、3万件も処理をするような手続そのものが、我々役場がふなれということもありまして、今、少してこずっているところではありますが、特にこの1月の間が税金関係の処理等が必要でありますので、それこそ産業課だけでなく、産業課を中心にして、役場総動員体制で現在処理に当たっているところであります。

我々自体が未体験の業務でありますので、いろいろ御不便、御迷惑をかけるところはあると思いますが、ぜひそういう歩どまりをなるべく高めていきたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

9番池田君。

○池田和幸議員

はい、わかりました。

きのうネットで、うちのさとふるの応募関係を見ていまして、肉のところは、早速2月、3月、4月予定とか書いてありました。すぐ対応はされているのかなというふうには今、町長が言われましたので、それはちょっと思いました。

ただ、先ほど私が要望じゃないですけど、さとふるが発行している説明会のときにいただいたものの中に、たまたま業者に関しては検討の余地はあるというふうに書いてありましたので、ちょっとお聞きしたんですけど、苦情等がそこまであっていないということであれば、ぜひ、先ほど町長が言われたように、少し苦言を刺していただきたいなと思っております。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。8番土渕君。

○土渕茂勝議員

幾つかお聞きします。この産業課からの資料を見てちょっとお聞きしたいんですけども、寄附にかかわる事項、1月～3月までの推計も含めて4億3,791万5千円という金額があります。12月までの実績というのが4億1,408万5千円あります。

それで、質問の趣旨ですけども、それが寄附の総額として、見込みですけども、業務委託にかかわる事項というのが、これも9月1日から3月31日までという形で出されておりますので、3億1,132万7,034円ですね。単純にちょっと私お聞きしたいんですけども、この寄附総額から業務委託にかかわる事項、これを引いた金額というのが1億2,000万円ほどになりますね。この金額が一般会計で使える金額というふうに捉えていいのかどうか、そのことをまずお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

寄附金額から返礼品に必要な経費を除いた額が最終的な町の収入ということになるという意味であります。これを一般会計として使えるというふうにお尋ねいただきますと、当然その使い道等々については寄附をいただくときに条件等もついておりますので、そういう一定の条件、制約の中で使い道を考えるということであるということでもあります。

以上でございます。

○西原好文議長

8番土淵君。

○土淵茂勝議員

もう一つ、もう少し聞きますけれども、これまでの12月までの実績で4億円近くあるんですけれども、その中で、町長が4月1日から公約されております学校給食の費用として使える金額というものが、これまでの実績でどれぐらいあるのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

寄附金の使い道については、寄附をいただく際に寄附者の方から御指定をいただくということになっております。これは条例でもそれぞれ項目が定められておりまして、全部で5項目あります。教育文化に関することに使ってほしいというのが1つ。それと、もう一つが産業振興に持ってほしいということ。それと、もう一つが生活環境の改善に持ってほしいということ。それと、もう一つが保健医療福祉の増進に持ってほしいということ。それと、もう一つは、町長に任せるということでありまして、先ほど土淵議員の御質問のとおり、大体町の収入が今のところ1億2,000万円強というふうに見込まれております。

これをそれぞれの分野ごとで使わせていただくということになるわけですが、例えば、町長に任せますというのが大体全体の7割弱ほどありますので、1億2,000万円の7割ほどということで計算いただくと大体おわかりだと思います。給食費の無料化、単年度分でいけば、追加で必要な金額が約3,000万円、前回の議会のときに申し上げましたように、卒業祝い金の見直しをさせていただくということでもありますので、300万円ほどこれで経費が削減をされますので、単年度で恐らく2,700万円ほどの経費が必要になってくるのではないかなというふうに思っておりますので、先ほどの収入の中から町長に任せるという分野で使ったとしても十分賄えるというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

8番土淵君。

○土淵茂勝議員

それと、返礼品の中身ですけれども、これはまだ全部終わっていないかも知れませんけれども、12月までの実績で返礼品の内訳としてどういうものがあるのか、1番はこういう金額だとか、そういうのがわかれば報告をお願いしたいと思います。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して、答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

後ほど産業課長のほうから御説明いたしますが、1つ申し上げたいのは、個別の事業者さんの収入にかかわる事項もあるものですから、なかなか事細かに一つ一つということではないということは、ちょっと御承知おきいただきたいというのが1点。

それと、先ほどの御質問の答弁で補足だけさせていただきますが、あくまでも財源総額として給食費の無料化に使えるだけの財源はありますというふうに申し上げたまでであって、どの項目からどういう形で使わせていただくとか、全体をどういうふうにするというのはいくまでも新年度以降の予算の中でまた御説明させていただければというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

土淵議員の御質問にお答えします。

返礼品協力事業者の数は、9月1日で7事業者の29品目で行ってまいりました。これが1月12日現在で18事業者、90品目になっております。9月の運用開始と比べて11事業者、60品目がふえております。

その中の内容ですけれども、肉関係が事業者数としては4事業者で品目が34品目と、一番多うございます。それから、米が4で品目が12。魚関係ですけれども、事業者数が2で品目が6。野菜が3、品目数が12。果物が1、品目が1。その他ということでいろんなものがありますけれども、事業者数としては4、品目数は25というふうになっております。

以上です。

○西原好文議長

土淵君、よろしいですか。8番土淵君。

○土淵茂勝議員

ちょっと品目で関心がありますので、お聞きしますけれども、魚とか野菜というのは大体どういう種類があるんですかね。果物は恐らくミカンだろう思うんですけれども、そういう理解でいいですかね。

○西原好文議長

百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

野菜については、主にはレンコンですね、それと、詰め合わせということで季節ごとの野菜をパッケージにして贈っておられます。それから、果物はイチゴでございます。

以上です。（「魚は」と呼ぶ者あり）

魚はフグ、それからウナギのかば焼き等です。

以上です。

○西原好文議長

よろしいですか。

ほかに質疑の方ございませんか。9番池田君。

○池田和幸議員

1つ気になっていることを言いますけれども、返礼品の事業者は町内の方ということに決められると思いますけれども、その返礼品のチェック機能はどういうふうにされているのかですね。前回、商工会のほうでもちょっと問い合わせがありまして、町外の方でも町内の方に委託すればできるんじゃないでしょうかということを私も聞かれまして、その辺はちょっと私も何と答えていいかわかりませんが、結局、今言われたとおり、いろいろな商品を加工する場合は、自分のところで加工されている方が町内業者として出されると思います。ただ、いろいろお酒とか、そういうのはほかのほうから買われて出されると思いますので、その辺のチェック機能あたりはどういうふうにされているのかをちょっとお聞きしたい。

それは、何でもかといいますが、これからせつかく町内の方ためもあるわけですね、ふるさと納税に関しては。そういう方を、例えば、町外の方がこちらにアポをとって、町外から品物を入れるようなシステムになると、やはりいろいろふぐあいが出てくるんじゃないかなと、せつかく町内の方に対しての、業者に対しての活力が少し薄れることもあるんじゃないかな

と心配をしておりますので、その辺のことをお願いします。

○西原好文議長

ただいまの質問に対して答弁を求めます。百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

池田議員の御質問にお答えします。

協力事業者の認定、それから返礼品の認定については、江北町ふるさと応援寄附金返礼品協力事業者及び返礼品認定基準を定めて行っております。

もうちょっと詳しく言いますと、協力事業者の認定基準でございますけど、4つほど要件があります。その全てを満たすものとしております。1つは、本社または事業所を町内に有する法人や個人事業者であること。町で生産、製造、加工、販売、またはサービスの提供のいずれかを行っている事業者。町民税等を滞納していないこと。代表者等が暴力団による不当な行為の防止に関する法律及び佐賀県暴力団排除条例に上げる暴力団の構成員の構成員等でない者、以上を全て満たす事業者でございます。

それと、返礼品の認定基準については、町内において生産、製造、加工、販売されるもの、またはサービスの提供とする。前項に該当する商品、サービスであっても関係法令に適合しないもの、効能・効果等が確定しないもの、公序良俗に違反するものについては認定しないものとするということで、申請があった場合、産業課、町民課、政策課から町長までの決裁を経て審査して認定をしております。

それと、返礼品についても同じように決算をしております。返礼品については、特にさとふるのほうでもこれが返礼品としてふさわしいかとか、配送上の問題とかもありますので、そういったところを審査して行っているところでございます。

以上です。

○西原好文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

少し補足をさせていただきたいと思います。

江北町のふるさと納税の返礼事業者もしくはその返礼品とするためには、先ほど産業課長が御説明しましたように、2つの要件があります。

1つは事業者要件ということで、その事業者として町内に本社もしくは事業所を置くもの

というようなことでありますので、あくまでも町内でそういう事業を行っておられるというのが前提であります。その上で、次には今度商品の要件というのがありまして、今申し上げましたように、町内で生産、製造、加工販売のいずれかをしておかなければいけないということでもあります。

池田議員の御心配の向きは、町外の方が町外の商品を町内の事業者さんに頼んで売ってもらうという行為がどうなのかということではありますが、ここは言い方を変えれば、町内の事業者の方が町外のを仕入れて、町内でも売られているものを売られるということであれば、それは実は一概に否定はできないのではないかなと思います。

というのが、実際、返礼品事業者の中には酒屋さん、酒店さんもいらっしゃるわけですが、御承知のとおり町内で生産されているお酒というのはありませんから、当然町外から、これは仕入れて売られるということです。それを逆の言い方をすれば、委託をするという言い方になるのかもしれませんが。ですので、あくまでも先ほど申し上げましたようなルールにのっとり個別にちょっと判断をしていかなばいかなというふうに思います。

そういう中で、先ほどの事業者の要件で、町内に本店もしくは事業所を置いているというところが実体のある事業所なのかどうかというようなところで、やはりきちんと見ていかんといかんのやないかなというふうに思います。

というのが、例えば、商店の方はそういうふうには基本的に仕入れて売るわけですから、製造というところがありませんけれども、農業者の方であれば、生産はされているけれども、販売までは御自分でなさっていないという方がおられたりします。そうなりますと、当然御自分が契約されている販社があって、そこまた契約をしながら、実は町内で返礼品として扱うということもされておられるようでありますので、一にも二にも、要は先ほど御指摘いただいたように、町内の事業者さんがやっぱりもうけていただくようなことでやっていきたいと思いますので、そこはやはりケース・バイ・ケースしっかり見て判断をしたいというふうに思っております。

以上でございます。

○西原好文議長

よろしいですか。

○池田和幸議員

はい。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。6番三苦君。

○三苦紀美子議員

答弁を聞きながらなるほどと思ったんですが、よその市町で、もっと何十億と言っているのは、今のような体系でしないと、結局、寄附者に迷惑がかかってくるわけなんですね。先ほどのルールを破らない限り、もっと大きないろんなことで対応していただかないと、遅く着くよりは、一日も早く着いたほうがいいと思いますので、いろんなそのところで最低ラインを決めておいて、少し枠を広げていただければ寄附者に対して、すごく心配りができるんじゃないかなと思いますので、そういうことを課内でも話し合っていただければと思います。

以上です。

○西原好文議長

三苦議員、答弁よろしいですか。（「産業課長」と呼ぶ者あり）百武産業課長。

○産業課長（百武一治）

三苦議員の御質問にお答えします。

ふるさと納税の業務については、今年度が初めてだったということもあり、1回は返礼品事業者との懇親会というか協議会を開催しました。繁忙期についての対策というのが、そのときにはまだちょっとどれくらい来るかというか、どれだけのものがはけるかとか、そういったのがちょっとまだ予測できなかったというところもあって、返礼品事業者の方との打ち合わせというのはできていなかったところが反省でございます。近々には返礼品事業者さんを集めて、反省と今後の対応、来年度の繁忙期に向けての対応とか、そういった問題点を出して対策をとっていきたいと考えているところです。

以上です。

○西原好文議長

ほかに質疑の方ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○西原好文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

(賛成者起立)

○西原好文議長

起立全員であります。よって、議案第1号 平成28年度江北町一般会計補正予算(第6号)は原案どおり可決と決しました。

これをもって本議会に付議されました議案の審議は終了いたしました。

これにて平成29年第1回江北町議会臨時会を閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○西原好文議長

異議なしと認めます。よって、平成29年第1回江北町議会臨時会を閉会いたします。

午前9時41分 閉会

上記会議の次第は書記の記載したものであるが、その内容の正確であることを証するために地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年 1 月13日

議 長 西 原 好 文

会議録署名議員 井 上 敏 文

会議録署名議員 坂 井 正 隆

会議録署名議員 三 苫 紀美子

局 長 三 溝 秀 行

書 記 永 尾 史 子